

令和6年度 四国中央市人権施策推進協議会 会議録

開催日時：令和7年3月27日（木） 13時30分～14時25分

開催場所：四国中央市役所 庁舎棟5階 庁議室

公開又は非公開の別：公開

出席者：高橋 誠会長、江口一志副会長、橋本裕式副会長、三宅繁博委員、鈴木孝子委員
藤川和章委員、伊藤圭三委員、石川繁子委員、鈴木一弘委員、山口佐人委員
合田泰之委員、高橋友一委員、真鍋絵美委員 以上13名

事務局：古東圭介（総務部長）、川上祐志（人権施策課長）、山内政樹（人権施策課課長補佐）、
森川ゆかり、長浦紗代

会次第

1. 開 会 （会議進行：人権施策課長）
2. 副市長あいさつ
3. 委員自己紹介
4. 議事（進行：高橋会長、内容説明：人権施策課担当）
 - ①令和6年度 四国中央市人権施策推進プラン取組状況報告について
 - ②令和7年度 四国中央市人権施策推進プラン（案）について
 - ③その他

事務局

定刻となりましたので、四国中央市人権施策推進協議会を開会します。
まずはじめに、高橋副市長よりごあいさつを申し上げます。

副市長

副市長あいさつ

事務局

委員の欠席報告でございますが、加地委員、阪中委員におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。

ここで、新たに委員になられた方もおられます。座ったままで、自己紹介をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、人権対策協議会会長 江口副会長から時計周りで順番にお願いします。

各委員

自己紹介

事務局

ありがとうございました。

それでは議事に移ります。協議会規則により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を高橋会長、よろしくお願いいたします。

会長

議事に入ります前に、協議会規則により、本日の出席委員が過半数に達しておりますので、本会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

それでは、議事に移ります。

議事①令和6年度四国中央市人権施策推進プラン取組状況報告書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、令和6年度の人権施策推進プラン取組状況報告について説明いたします。

資料1 令和6年度人権施策推進プラン取組状況報告書をご覧ください。

まずこちらの資料の表紙をめくっていただくと、1ページ「推進プランの概要」について、説明いたします。

四国中央市における「人権の尊重のまちづくり」を推進するため、平成23年に「人権施策基本計画」が策定され、この基本計画に基づいて、市のさまざまな事業における具体的な人権施策を示したものが、「人権施策推進プラン」になります。これからご確認いただくお手元の資料が承認いただけましたら、内容を反映いたしまして令和7年度の「人権施策推進プラン」として改めてお配りしたいと考えております。

この推進プランの個々の事業につきましては、毎年各部署において点検を行い、変更や改善点を抽出することで、さらに充実した取組となるよう、適宜、修正・変更を行っております。

次に取組状況について、推進プランの進行管理に基づき、令和6年度分の取組状況がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

令和6年度中の取組状況は、すべての部署において「共通課題」及び「さまざまな課題」への取組、両方ともに、おおむね計画どおりに実施されています。

報告事例の中から抜粋して、3課の取り組みを紹介させていただきます。

資料1の3ページをご覧ください。

真ん中の段、人事課の取組におきまして、カスタマーハラスメント対策として、我々職員の名札が氏名と写真付きであったものが、新しいものは名字のみ表記となり、安心して業務に取り組めるように改善されました。

なお、お手元に配布しておりますレジュメに、3月12日付けの愛媛新聞の記事の写しを添えておりますので、お時間のある際にご確認ください。

同じく資料1の6ページから8ページにまたがる説明になりますが、令和7年度より保健推進課の母子保健分野と、こども家庭課の児童家庭相談分野が統合され「こども家庭センター」が設置されます。

これによりまして、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供することとなり、支援が必要な家庭等に対し個別の事情に応じたきめ細かい支援を行い、安心して子育てができる支援体制が構築されることとなります。

同じく資料1の15ページをご覧ください。

水道局給水整備課の報告では、水道検針の際に訪問先の雰囲気を見守る取組を行っており、その成果として、訪問した際に体調不良を訴える高齢者の救急搬送につながったケースが1件あったということです。これにより、この取組が有効性のあるものとして、独居高齢者宅には特に注意を払い、孤独死を防止するためにも、今後も継続するとの報告がありました。

以上のほか、各部署における取組状況の詳細については、資料2ページから15ページまでに掲載しているとおりでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。これについて、ご意見やご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

委員

社会福祉協議会の事業で、独居高齢者に対して無料で電球の点検や交換を行ってくれていたと思います。

しかし、個人情報の提供に課題があるのか、最近は行われていないように思いますが、再開はできないのでしょうか。

会長

人権施策課から社会福祉協議会に確認して、回答してもらえますか。

事務局

わかりました。

副会長

最近、いろいろな研修会に参加する中で、言葉の表現で気になることがあります。冊子の中でも、「同和」という言葉が使われているが、その表現を使ってほしくないという参加者もいます。そういう人は被差別の経験などが背景にあって、人生の中で培ってきた価値観など関係すると思います。

また、「同和」以外に日常的に使われる表現はどうなのでしょう。例えば、移動時には「足がない」、忙しい時には「手が足りない」など、体の部位を用いた慣用句などを気軽に使ってしまいがちであると思います。それが、問題ないのか違和感を覚えるところです。そこで、行政としては、このような言葉について、どのように考えるか聞かせていただけたらと思います。

事務局

市民の方や行政、学校の中などで、「同和の会」「同和差別」「足がない」などの言葉がいろんな場面で使われることがあります。私も研修会や学習会に参加した場で、聞くことがあります。よくよく聞いてみると、差別をしようと思って使っているわけではなく、何気なく使っているのではないかと思います。私自身も副会長と同じように違和感を覚えますが、相手を傷つけてしまわないように、相手の背景をもっと考えていかなければいけないと思っております。また、言葉を聞いたときこそ、正しい言葉の意味を伝えていかなければいけないとも思っております。

私自身のことになりますが、私も若い頃は何気なく使っている自分がいました。その当時、人権・同和教育に関わっている人から、その言葉は、胸に突き刺さる言葉だと聞きました。私としては疑問に思ったんですが、その時に言われたのは、「人権・同和教育を一生懸命やって考えていくと、わかってくるものがたくさんある。言葉に、違和感を覚えてきたときに、その言葉の意味や重みがわかってくる」と教えていただきました。今になって、考えてみるとそのときにいわれた意味がよく分かります。ですから、日々の啓発活動のなかでも言葉のことについても考えていかなければいけないと思っています。

副会長

4 ページの人権施策課への質問なんですが、人権施策課の目標の中に市職員の人権意識の向上というところで、4 日にかけて全行政職員が講演を聞いていると思います。昨年度は山田政春さん、今年度は新居浜市の鴻上基志さんを招かれたそうですが、その後の反響や成果など何かわかることがあれば教えていただきたいのが一点目です。

二点目が、年々、インターネットによる人権侵害が深刻になっていて、何年か前から隣保館などでモニタリングを実施していると思います。現在の状況は、どうなのでしょう。その二点、お願いします。

事務局

まずは一点目、全職員研修の件ですが、コロナを理由に止まっていましたが、令和5年度から再開をいたしました。

令和5年度は、人権対策協議会の顧問である山田政春さんの「差別の現実から学ぶ」という講演を行いました。行政職員として、どの立場になって考えていくのかを問う内容の研修会でした。

令和6年度は、新居浜市人権啓発指導員の鴻上先生を講師として、「だまっとったら差別はなくなるって、ほんまにそう？」という内容で講演を行いました。内容は、鴻上先生のお父さんは差別意識が強く、はじめはすごく嫌な思いをしたけれど、一生懸命話すことによって変容した。あと、教員時代の教え子が部落差別にあって苦しい思いをしたことや、結婚差別を乗り越え、幸せな家庭を築いていった話をしていただきました。とても思いが強く、熱量のある先生で、聞く側が引き込まれていくような研修の機会でした。大変よかったと思っています。

参加者は、正職員、会計年度職員（フルタイム）、再任用職員を含めて1000名あまりの対象者に対して、8割くらいでした。残りの2割、約200名に対しては、録画した動画を視聴していた

いただきました。

講演後、提出していただいたレポートの感想を一部、紹介いたします。

「実際、鴻上先生の生き方や差別の向き合い方を聞いて、すごく考えさせられました。自分の親も差別意識があると。どうしたらいいかわからなかったけれども、鴻上先生の話聞いて、逃げずに親と話し合っていく大切さがわかった。家族の中でも、人権・同和教育をやっていききたい。」

「実際の経験に基づいた話で説得力があった。自分自身の心と重ね合わせた時に、今までは人のために差別をなくさなければいけないと思っていたけれど、そうではなくて、自分のために差別をなくしていくことが大切であると講演の中で改めて感じた。」という声が聞かれました。

そのような声を聞くと、職員の意識変革を感じることができ、研修の成果があらわれていると感じます。今後も引き続き、実施していきたいと考えております。

二点目のインターネットモニタリング事業についてですが、今、インターネット上には、差別的な言動や、誹謗中傷が上がってくる事例が多くあります。

四国中央市も、監視が抑止力に繋がっていくということで、インターネットモニタリング事業を行っています。月に20日ほど、平均11時間確認しています。視聴しているサイトは、爆サイ.com 四国版、Youtube、2ちゃんねる、5ちゃんねるなどです。今現在、差別的に上がってきているものは、ほとんどありません。

ただ、5年くらい前に、Youtubeで部落差別につながる動画が上がりました。愛媛県の多くの人権啓発を担当する部署では、法務局など関係機関と連携しながら削除依頼の取組を行っています。

今後、当市においては、研修会を重ねていくことで、市民の意識を高めることにより、インターネットでの差別発言の抑止につなげていきたいと考えています。

会長

議事②令和7年度四国中央市人権施策推進プラン（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議事②については、資料3をご覧ください。さまざまな課題の各項目の上部にある本文について、策定時から比較して法律が施行されていたり、表現が改訂されているものがあるため、今回見直しを行い、8項目について変更を実施したいと思います。

大きく変更した2つの項目について、読み上げさせていただきます。

参考資料の冊子をご覧くださいと思います。

資料3、16ページの(3)子どもについて、家族形態の多様化や社会環境の変化の中で、家庭や地域における教育力や養育力が低下しているほか、子育て家庭の孤立などにより大人からの虐待や子ども同士のいじめ、スマートフォンによるSNS上でのトラブルや犯罪に巻き込まれるという事案が発生しています。

また、ひとり親家庭の生活が安定するように、就業支援などの取組も必要となっています。

保護者の子育ての不安や悩み等を解消するとともに、子どもの人権が尊重され、健やかに成長ができるための環境づくりを学校や家庭、地域社会の大人が互いに連携し推進していく必要があります。

このように変更できたらと思っております。

続いて、資料3、30ページの(11)性的マイノリティ(性的少数者)について、人間の性的指向・性自認にはいろいろな形があり、異性を愛する人だけではなく同性愛や両性愛の人もあります。

また、「こころの性」と「からだの性」が違うと感じて、さまざまな葛藤が生じる性別不合の人もあります。このように人間を単純に「男性」と「女性」の二つのパターンとしてとらえてしまい、それ以外を認めない考え方は、このパターンにあてはまらない人々(少数者)を苦しめる原因となっています。LGBT理解増進法が施行されたものの、性の多様性に関する理解は十分ではありません。多様な性のあり方を認めあうことは、広くすべての人々の人権を守るために大切です。

その他の項目については、読み上げを省かせていただきますが、8つの項目について表現を変更、改めておりますので、この表現が適当であれば推進プランを変更したいと考えております。その他の項目については、ご確認をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長

議事②について説明が終わりましたが、プランの中の本文の変更に、ご意見やご質問等ございませんか。

ないようですので、資料3 令和7年度の人権施策推進プランの変更が認めていただけるということで、冊子表紙の(案)を消していただきたいと思います。

議事③について、事務局より何かありませんか。

事務局

お手元の次第4ページをご覧ください。委員一覧をつけさせていただいております。本日ご出席いただいている委員の皆さまの任期は、2年となっております。まだ1年に満たない方もいらっしゃるんですが、今年の8月31日までとなっております。そこで7月頃に皆さんの所属する団体に、委員の推薦をお願いする予定でございます。皆様の所属元から引き続いて推薦がありましたら、委員をお受けいただけたらと思っております。

また公募委員の募集につきましては、市報7月号に委員募集の記事を掲載したいと思っておりますので、7月末までを受付期間とし、8月には公募委員を決定したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

会長

事務局からの説明は終わりました。それでは、各委員から何かご意見やご質問ございませんか。ないようでしたら、続いて、委員の皆さんから何かおっしゃりたいことがあればお願いします。

副会長

部落差別解消推進法が施行されて、部落差別の解消は国や地方公共団体の責務である中、四国中央市では、四国中央市人権尊重のまちづくり条例の法改正をしたと思うんですが、行政職員、教職員の研修などについては、私は愛媛県内で一番力を入れていると思っています。そういう中で、去年、大阪市港湾局職員の部落差別発言や、三重県の教員夫婦の土地売買による部落差別行為がありました。こういう行政職員や教職員の差別行為は、私としては四国中央市では絶対に許されないし、起こしてはいけないと思っています。

そのためには、我々人権対策協議会としても、今まで以上に講演会を含めて啓発活動など力を入れて進めていきたいと思っています。そこで、今日参加されている方々で何か良いアドバイスがあれば教えていただけたらと思って発言させていただきました。

アドバイスなどあれば、よろしくお願いします。

会長

今、副会長からお尋ねがあったんですが、各団体組織から集まっていたいので、それぞれの立場の知見を活かして何か副会長にアドバイスなどあればお願いします。

委員

土居中学校へはここ2年、各3名の新採教員が配置されています。四国中央市以外の出身者も多く、人権については一から学ばなければならない人も増えてきています。これまでは自分も人権の担当教員として様々な研修を受けたり、牽引してきた経緯はありますが、もう一度基礎的な部分から伝えないといけない若手が増えてきていると感じています。これから市の職員や団体も、若手に対してそういう意識を持ってやらないといけない時期が来たのかなと思っています。

副会長にお願いしたいのだが、講演会や学習会においては基礎的なところをおさえていただけたらと思っています。

会長

市も同じような状況になってきております。当市においては人権対策協議会、人権教育協議会の教育、啓発の仕組みがかなり出来上がっています。当市に生まれて育った人であれば、学びができていると思うが、今は、市の職員の3分の1が市外出身者です。昔は地名だけでどのあたりかわかる人ばかりであったが、最近はそうもいなくなっている。多様性はありがたいが、その反面、おっしゃられたような課題もあります。まったく地名がわからないような職員も一定数、毎年おりますので、先ほどおっしゃられたことは大変重要なことだと市の職員としても思っております。

他には、何かございませんか。

委員

自分は人権擁護委員として活動しているが、企業に対する啓発の中で、若い方たちの中には人

権問題が浸透しているが、企業のトップ（経営者）への啓発が必要であると感じています。若い方が入社した時に積み上げられていても、企業のトップができていないと意味がないと思います。そこが一番大切だと思います。企業の体質を変えないといけない。それが、個々に返ってくると思います。企業のトップへの研修をしないといけないと人権擁護委員として感じています。大きな課題ではないかと思っています。

私も県の方に行って、他市の情報を聞いたりもしております。今回、人権広報大使を県内トップで始めさせていただいたんですけれども、四国中央はすごく連携していただいていると思っています。人権啓発、教育に成果がでてると私自身も感じております。それに加えて、企業のトップへの研修も力を入れていくべきだと思っています。

会長

ライオンズクラブやロータリークラブなど企業のトップが集まる時に、話す機会をもらってはどうか。出前講座とか。人権施策課としては、何かやっていますか。

事務局

出前講座では、身元調査おことわり運動があります。依頼があれば研修を実施しています。今後は、ハローワークの業務連絡会議などに参加しているので、企業とも連携して取り組みたいと考えております。いろんな角度から働きかけをしていくことが大事であると思っています。

会長

ライオンズクラブやロータリークラブなどはよく会合をしているので、「出前講座や出張啓発をしますよ」「30分でも時間を取ってください」と声をかけたらどうか。こちらから声掛けをしないと向こうからは言っていないかもしれないので、最初はスロースタートで始めたらどうか。人権対策協議会の会長や人権教育協議会の会長などをお願いして。そういう投げかけをしてもいいんじゃないかと思っています。

事務局

わかりました。

会長

他に何かないでしょうか。

委員

性別の問題なんですが、PTAの研究大会の参加者名簿もそうですが、男女の記載欄がいまだに残っています。

また市内の医療学院の学祭のイベントとして、男装・女装コンテストがありました。どういう目的なのかということを考えました。その際、人権施策課を通して内容を確認してもらって、動いていただきました。些細な疑問についても、いつもすぐに動いて下さるので助かっています。

ありがとうございました。

あとは、講演会など、人権の学習会に参加する人が固定化されていることが問題だと思っています。親の世代など、来てほしい人に来てもらえていないと感じています。

隣保館だよりを毎月読んでいるが、とても良いことが書かれているので、市の公式 LINE で毎月配信はできますか。学習会などに参加しなくても、少しでも目につくようにできればいいのかなと思っています。勉強に積極的ではない人にも理解してもらえるようにするにはどうしたらいいのか考えています。

ぜひ、何か方法があればお聞きしたいです。

会長

ご指摘があった参加者の固定化は、永遠のテーマですね。学習会などに参加してくれている方は、すでに解決の糸口ができているんですが、関心を示さない人たちが、この課題を残し続けていると思っています。これは、難しいですね。

何かいい案はありませんか。

委員

少しでも目につくように、公式 LINE での隣保館だよりの配信はどうかとは思っています。

会長

LINE の配信については、できそうな話なので人権施策課で検討してもらいたいと思います。

事務局

わかりました。その辺りは、担当と話をしながら考えていきたいと思っています。

委員

いつも隣保館だよりにいいことを書いてくれているので、ぜひいろんな人に見てもらえたらと思っています。

会長

それでは、予定の議事が終了いたしました。本日は貴重なご意見ありがとうございました。

事務局

再び事務局に引き継ぎます。

本会の会議録につきましては、後日郵送させていただき、ご確認をいただいたのちに、市ホームページにて公開いたします。

本日はどうもありがとうございました。